

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正に係る県政パブリック・コメント手続きの結果及び県の考え方について

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について、県民の皆様からの御意見を募集しましたが、寄せられた御意見の概要とこれらに対する県の考え方を下記のとおりお示しします。

御意見をお寄せいただきありがとうございました。

記

1 募集期間

令和4年（2022年）7月8日（金）から

令和4年（2022年）8月7日（日）までの30日間

2 御意見の件数

2件（1団体）

3 御意見の取扱い

反 映：御意見を踏まえ、素案を修正するもの 0件

検 討：御意見を参考に今後検討していくもの 0件

記述済み：素案に既に記述されているもの 0件

反映困難：反映が困難なもの 0件

そ の 他：質問や感想、素案以外への御意見 2件

4 御意見の概要と県の考え方

御意見・提案概要	県の考え方	備考
令和4年(2022年)3月30日付け環水大大発第2203302号に発出された環境省通知では、令和3年9月の大気汚染防止法施行令の改正により、規制対象から除外された施設については同法第7条に規定する使用廃止届の提出は不要と示されたことから、熊本県生活環境保全等に関する条例（以下「条例」という。）においても同条例第14条に基づく使用廃止届の提出は不要と解してよいか。	お見込みのとおり。	その他

<p>条例施行規則で新たに燃料の燃焼能力が重油換算で1時間あたり25L以上50L未満の施設を規制対象と定めることから、現在伝熱面積が10㎡以上で燃料の燃焼能力が重油換算で1時間あたり25L以上50L未満の施設は大気汚染防止法の規制対象施設から条例の規制対象施設へと移管されることから、当該施設を有する事業者は条例第9条に基づくばい煙発生施設設置届の提出が必要となるのか。</p>	<p>法改正により条例の規制対象となる場合は条例第10条に基づく使用届の手続きを要する。ただし、法の届出がある施設については当該届出をもって条例届出済とみなすことにしている。</p> <p>なお、これら届出者に対して、手続き不要である旨を文書通知する予定である。</p>	<p>その他</p>
---	---	------------